

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

1 改正の理由

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に定める有害物質の排水基準と同一の基準（許容限度）を設けているが、直ちに適応することが困難な一部の業種については、水濁法と同様に暫定排水基準を定めている。

国では、令和4年6月30日に適用期限を迎えるほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）の暫定排水基準について見直しを行い、旅館業における暫定排水基準の適用期限を当分の間に延長する等の改正を行ったことから、条例の暫定排水基準についても、水濁法に合わせて改正を行った。

併せて、県内の電気めっき業の排水実態を踏まえて、暫定排水基準廃止の改正も行った。

2 改正の内容

電気めっき業におけるほう素及びふっ素の排水に係る暫定排水基準を廃止して、一律排水基準に移行した。

温泉を利用する事業所におけるほう素の排水に係る暫定排水基準を500mg/Lから300mg/Lに見直した（ふっ素については見直しなし）。

また、暫定排水基準の適用期間について、これまで3年間としてきたが、国（水濁法）の改正と合わせて、当分の間とした。

なお、硝酸性窒素等については、条例施行規則の改正（平成28年7月1日施行）により暫定排水基準を廃止し、一律排水基準を適用しているため、改正の対象外である。

【条例施行規則の附則（平成14年神奈川県規則第43号） 改正内容】

7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、当分の間、改正後の別表第9の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。

【同附則別表 改正内容】（単位mg/L）

[現行]

[改正]

物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	30	一律排水基準に移行
	温泉を利用する事業所	500	300
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	15	一律排水基準に移行
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30	（変更なし）
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る）を利用する事業所	50	（変更なし）

**【参考】一律排水基準（条例施行規則別表第9）**

物質の種類	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
ほう素及びその化合物	—	10		乙水域 10	海域 230	
ふっ素及びその化合物	—	0.8	8	乙水域 8	海域 15	

※ 新設とは、昭和46年9月11日以後に設置された事業所をいう。（なお、県規則別表第10の1（4）に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日以後に設置されたものをいう。）

※ 「—」は、排出禁止を示す。

※ 甲水域とは、飲料水としての水質の保全を必要とする水域として規則で指定する水域をいい、それ以外を乙水域という。

**3 施行日**

令和4年7月1日（水濁法に基づく暫定排水基準改正の施行日と同日）

**4 意見募集（パブリックコメント）の結果**

令和4年5月16日～6月14日の期間で意見募集を行った結果、意見はなかった。

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年神奈川県規則第43号）

資料3（別添）

新			旧		
<p>附 則 1～6 （略） 7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>当分の間</u>、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。 8 （略） 附則別表</p>			<p>附 則 1～6 （略） 7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間</u>は、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。 8 （略） 附則別表</p>		
(単位 mg/l)			(単位 mg/l)		
物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度	物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	(削除)		ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	30
	温泉を利用する事業所	300		温泉を利用する事業所	500
ふっ素及びその化合物	(削除)		ふっ素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	15
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30
	(略)			(略)	
(削除)			備考 1 「乙水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域のうち規則第36条第2項に規定する水域及び海域を除く水域をいう。		
備考 （略）			2 （略）		